

臨時災害放送局 開設・運用マニュアル

令和3年2月

鹿児島県立鹿児島水産高等学校 編

もくじ

本編

1	臨時災害放送局とは	1
2	免許申請の方法	2
3	移行型と新規型	3
4	臨災局に必要な設備（放送設備）と設置場所	4
5	運営スタッフの確保	6
6	放送内容	7
7	運営経費等	8
8	臨災局の廃止（運用終了）	9
9	その他（参考情報）	9
	総合通信局等の連絡・相談先	10

資料編

臨時災害放送局の運用事例（熊本県益城町）

おことわり

この運用・開設マニュアルは、生徒が独自に調査研究した結果をもとに作成したもので、臨時災害放送局の開設や運用等を保証するものではありません。その旨をあらかじめ御理解いただいた上で活用いただければ幸いです。

1 臨時災害放送局とは

臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ局のことです。

これは、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて1995年2月に制度化されたもので、その開設の際には、臨機の措置として『口頭により申請』し、免許を受けることができます。（後日、申請書類の提出が必要）

なお、臨災局の放送番組（内容）は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められており、被災前に開設することはできないこととなっています。

関係法令

■放送法

（番組基準等の規定の適用除外）

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

■放送法施行規則

（番組基準等の規定の適用除外）

第7条 法第8条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

（略）

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。

<概要>

免許人	被災地の市町村等 （災害対策放送を行うのに適した地方公共団体等）
周波数	FM放送の周波数（76.1MHz～94.9MHz）
空中線電力	100W以下
放送対象範囲	災害対策に必要な地域の範囲内
免許の期間	被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間

Point

- ・ 臨災局は、災害発生時に市町村等が開設できる臨時のFMラジオ局。

2 免許申請の方法

臨時災害放送局を開設するには、電波法に基づく申請手続きを行い、放送局（無線局）の免許を受ける必要がありますが、災害時には「臨機の措置」として電話等の迅速な方法で申請し、免許を受けることができます。

<臨機の措置>



<臨時災害放送局開設の手引き（2019年3月総務省情報流通行政局地上放送課）より抜粋>

<申請の手順>

臨災局の開設を検討されている場合や、放送設備の借受等が必要な場合は、事前に総合通信局等へ相談されることを推奨します。

① 電話等による申請（市町村等の担当者）

- ア) 電話等により、総合通信局等（p10参照）に連絡し、臨災局の開設相談
- イ) 臨時災害放送局の開設に係る申請事項を伝達

申請事項

- 1) 申請者名（地方公共団体等）
- 2) スタジオ（演奏所）及び送信所の設置場所
- 3) 想定する放送エリア
- 4) 希望する周波数
- 5) 空中線電力及びアンテナの種別
- 6) 想定する運用期間
- 7) 臨時災害放送局用設備の貸付希望の有無
- 8) 無線従事者の配置状況
- 9) 連絡担当者の氏名及び連絡先
- 10) その他要望事項

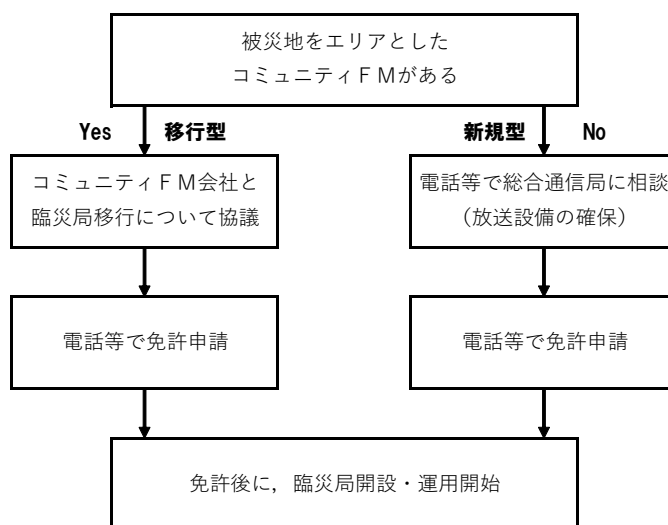
- ② 総合通信局等が口頭で免許
- ③ 臨災局の開設（放送開始）
- ④ 申請書類の提出

Point

- 免許申請は、口頭で行える。（後に、申請書類を提出）

3 移行型と新規型

臨災局の開設方法は、その地域のコミュニティFM局を臨災局に切り替える「移行型」と新たに放送機材等を設置する「新規型」があります。



(1) 移行型

新規型に比べ、放送機材の確保や設置、運営スタッフの確保などの作業が少なくて済む（場合によっては不要）ため、移行型の方が比較的簡単に開設できるようです。この場合、コミュニティ放送を一旦休止し、臨災局としての放送に移行することから、あらかじめコミュニティFM会社と市町村等の間で協議して、協定を締結しておくことを推奨します。

なお、休止方法は、次の2パターンが考えられます。

- ① 期間で区切る方法……臨災局運用期間中、コミュニティ放送は運用休止する。
- ② 時間帯で区切る方法…1日を時間帯で区切って、コミュニティ放送と臨災局の放送を交互に行う。

(2) 新規型

放送機材や運営スタッフを新たに確保する必要があります。

放送機材については、総合通信局やその他の団体から借り受けるのか、あるいは、あらかじめ購入して備えておくのかなど、事前に検討しておきましょう。

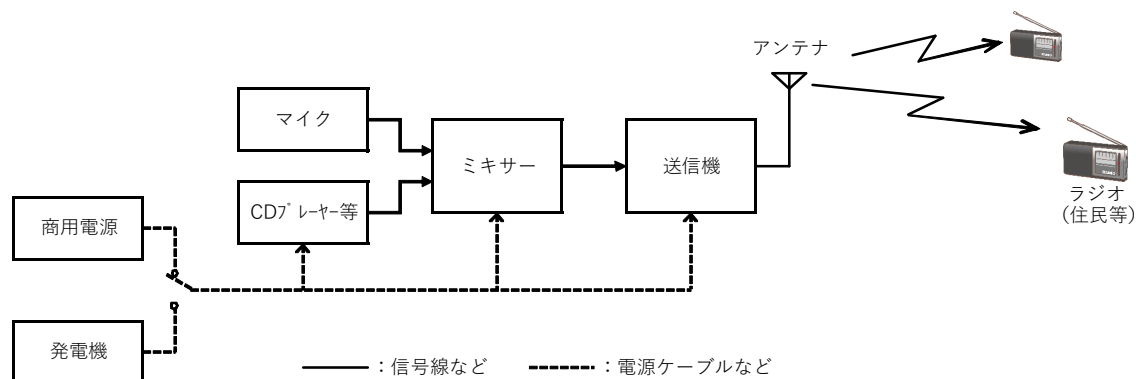
また、運営スタッフの訓練等を行って、備えておくことが大切です。

Point

- ・コミュニティFMがある場合、平時に事前協議・協定締結しておく。
- ・臨災局設備は、総合通信局等から借受できる。
- ・あらかじめ購入して、保管しておくという選択肢もある。

4 臨災局に必要な設備（放送設備）と設置場所

〈放送設備構成例（概要）〉



〈送信所設備〉

① アンテナ

F Mラジオの電波を送信するアンテナです。

臨災局のアンテナは、できるだけ高所で、周囲に障害物が少ない場所（庁舎の屋上など）へ設置できると、より遠方に電波が届くようになります。ただし、アンテナと無線設備を繋ぐケーブルが長くなりすぎると、その分の伝送ロス（送信電力の損失）が発生したり、断線の高リスクが高くなるため、無線設備からアンテナまでのケーブルの長さが100m以内となる場所を目安に検討しましょう。

② 送信機

F Mラジオの電波を送信する設備です。災害時に電源が確保できる場所へ設置することが必須条件となります。

屋内で、縦1000mm×横1000mm×奥1000mm程度のスペースを想定しておきましょう。また、上述のとおり、アンテナからのケーブルの長さが100m以内となる場所を目安に検討しましょう。

なお、送信機はスタジオ内に設置されることが多いですが、送信機をスタジオ外に設置する場合、スタジオ設備との距離によっては、伝送機器の設置が必要となる場合があります。

③ 同軸ケーブル

アンテナと送信機を接続するケーブルです。100m以内を目安に接続します。

④ その他

上記の他、フィルターや避雷器、アンテナのマストや固定用部材等が必要な場合があります。

〈スタジオ設備〉

災害に関する情報を収集して放送するという観点から、市町村の災害対策本部が置かれている建物内にスタジオ設備を設置すると、より効率的な臨災局の運用ができると考えられます。ただし、災害時に電源が確保できる場所への設置が必須条件となります。

⑤ マイク（卓上スタンドを含む）

ラジオ放送に音声（アナウンサー等が話す内容）を入れるために必要な装置です。

⑥ ヘッドフォン

- ⑦ ミキサー
マイクやCDプレーヤー等の音を調整し、これらの音をミックスさせた信号を送信機（伝送装置）に出力する設備です。
- ⑧ CD、SD等のプレーヤー
ラジオに音楽や民話の他、録音した放送内容を繰り返し放送したりする際に必要な装置です。
- ⑨ 録音機器
- ⑩ FMラジオ
放送内容のモニタのために、使用します。
- ⑪ 電源ケーブルドラム、OAタップ など

<その他の設備等>

スタジオには、テーブル等を設けてスタジオ設備を設置したり、アナウンサーや技術者等が作業するスペースが必要となります。

<機器の例>



(主な仕様)

項目	仕様等	備考
基本仕様	FM送信機(1ch)	
送信電力	最大100W(可変)	
大きさ	縦670×横525×奥520(mm)	突起・前カバーを除く
重量	約60kg	
電源	AC100V	
その他	CDプレーヤー装備 8chミキサー装備 別途送信アンテナが必要	

<臨時災害放送局 開設・運用の手引き（平成31年4月 総務省 信越総合通信局）より抜粋>

Point

- ・各機材の設置場所をあらかじめ検討しておく。

5 運営スタッフの確保

次のようなスタッフが想定されます。

市町村等において広報や防災行政無線のアナウンス経験がある職員を選定したり、ラジオ放送局等で業務経験のある方に協力をいただいたりするなど、平時から臨災局の運営スタッフを選定しておきましょう。なお、選定した運営スタッフの習熟訓練を行っておくことで、より円滑に開設・運営することが期待できます。

また、あらかじめ市町村等における責任者や担当部署を定めて、連絡体制等を構築しておくことも大切です。

① 編集責任者

スタジオ内の指揮・監督を担い、放送を円滑に進行させます。

② 制作者

原稿や放送素材の制作を担い、放送時間の管理等も行います。技術者（ミキサー）業務と兼務することがあります。

③ アナウンサー（パーソナリティ）

原稿を読み上げ、リスナーに伝える役割を担います。レポーターと兼務することもあります。

④ 技術者

声や音質等を調整したり、曲やナレーション、コマーシャル等を組み入れたり、聴きやすく演出効果の高い音作りなどを担います。

⑤ レポーター

現場に行って取材し、得た情報を元に原稿制作を担います。また、その内容を自らが放送を通して報告することもあります。

⑥ 無線従事者

過去の事例では、無線従事者の確保が課題となることが多いようです。

電波法の規定により、臨災局の送信機やアンテナは、第1級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士又は第2級陸上無線技術士のいずれかの資格を保有する無線従事者でなければその操作を行うことができません。無線従事者は、故障等に対応できるよう、概ね2時間以内に送信機の設置場所に駆けつけられる方を選任する必要があります。

関係法令

■電波法

（無線設備の操作）

第39条 電波法の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、同法の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってはならない。

（略）

4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（選解任届）

第51条 第39条第4項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

Point

- ・ 責任者、担当部署、連絡体制、運営スタッフをあらかじめ検討しておく。
- ・ 特に、無線従事者の確保が課題となる。

6 放送内容

臨災局の放送目的は、「被害を軽減するために役立つこと」とされており、これまでに開設された臨災局の放送内容は、その方針によってそれぞれ異なっています。特に、コマースや店舗の再開に関する情報等は、市町村等が免許人となっていることから、その判断が分かれるようです。

臨災局の免許人となる市町村等が、放送内容をあらかじめ検討し、災害に備えることが大切です。

	放送内容（例）	備考
発災後	気象情報 地震・津波情報 被害に関する情報 避難情報、安否情報 救援や支援に関する情報 など	* 現在時刻等のニーズもある。
復旧期	気象情報 地震・津波情報 救援や支援に関する情報 ライフラインに関する情報 罹災証明書の発行等の行政情報 など	* 近年は、携帯電話の充電場所に関する情報のニーズがある。
復興期	気象情報 地震・津波情報 各種行政情報 復興や街づくりに関する情報 など	* この頃になると、放送内容を録音して繰り返し放送することがある。

* 上記の他、「首長の談話」や「被災者の声」等が好評だった事例もある。

Point

- ・ 放送内容をあらかじめ検討しておく。

7 運営経費等

臨災局の放送に伴い発生する費用は、市町村等が負担すべきものです。しかし、コミュニティFM会社等が臨災局を運営する際の市町村等の負担は、それぞれのケースで異なるようです。

なお、運営スタッフが市町村職員かボランティアで、放送機材も無償借受の場合、主だった経費はボランティアスタッフの交通費のみとなるなど、わずかな経費で臨災局を運営している事例もあります。また、臨災局の設置費用や運営費用に日本財団からの助成がなされた事例もあります。

(1) 電波法関係手数料等

一般に無線局は、「免許申請手数料」「検査手数料」「電波利用料」等の手数料等を国に納める必要がありますが、臨災局の場合、これらの費用は免除されます。

関係法令

■電波法

(手数料の徴収)

第103条 (略)

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項において「地震等」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第102条の2第1項各号に掲げる無線通信を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであって、臨時に開設するものについては、前項第1号、第2号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

(電波利用料の徴収等)

第103条の2 (略)

14 第1項、第2項及び第5項から第12項までの規定は、第27条第1項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第2項に規定する無線局若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等には、当該無線局に関しては適用しない。ただし、当該無線局が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

(2) 音楽等の使用料

放送に音楽等の著作物を使用する場合は、その使用料を支払う必要があります。ただし、災害発生直後の数か月間は使用料が免除された事例もあります。詳しくは、それぞれの楽曲の管理団体に問い合わせて確認する必要があります。

(3) 人件費、その他の運営費

コミュニティFM局の運営は、一か月に数百万円の経費がかかるとされています。このため、移行型で臨災局を開設することが想定される場合は、あらかじめコミュニティFM会社と市町村等の間で協議し、協定を締結しておくことを推奨します。

また、新規型で開設する場合、運営を委託したり、市町村等の職員やボランティアで運営したりするなど、様々なパターンが想定されます。運営スタッフ等の検討に併せて、その人件費についても検討が必要です。また、電気代や伝送回線(スタジオ送信所間)費用が必要な場合もあります。

Point

- ・放送設備の設置場所や運営スタッフ、放送内容の検討に併せて、運営経費についても検討しておく。

8 臨災局の廃止（運用終了）

臨災局がその目的を達成し、不要となったと判断される場合は、総合通信局に「無線局廃止届」を提出します。また、「無線局免許状」は、その効力を失ってから1か月以内に返納しなければなりません。

関係法令

■電波法

（無線局の廃止）

第22条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第23条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

（免許状の返納）

第24条 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

Point

- ・運用終了時は、「無線局廃止届の提出」「無線局免許状の返納」等の手続きが必要。

9 その他（参考情報）

（1）不感地帯対策

臨災局周辺の環境や地形等の影響で、電波が届きづらいエリアが生じることがあります。不感地帯対策の必要性を判断するためにも、事前に電波伝搬調査を行い受信可能エリアを確認しておくことが大切です。

なお、臨災局の放送内容をスマートフォンのアプリで配信した事例もあります。こうした取り組みは、行政区域外（放送エリア外）へ避難されている方でも情報を入手できるようになるため、有効な情報伝達手段の一つといえます。

（2）周波数の周知方法

臨災局の周波数は、被災地の市町村等から申請があった後に割り当てられます。このため、防災行政無線等による連絡手段が絶たれている場合を想定し、どのように周波数を周知するかあらかじめ検討しておきましょう。

総合通信局等の連絡・相談先

都道府県	連絡・相談先	電話番号
		住所
北海道	北海道総合通信局 防災対策推進室	011-747-6451 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北総合通信局 放送課	022-221-0696 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 放送課	03-6238-1700 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
新潟県、長野県	信越総合通信局 放送課	026-234-9938 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
富山県、石川県、 福井県	北陸総合通信局 放送課	076-233-4494 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	東海総合通信局 放送課	052-971-9198 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 放送課	06-6942-8566 〒540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	中国総合通信局 放送課	082-222-3382 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	四国総合通信局 放送課	089-936-5037 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 放送課	096-326-7307 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2307 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区5階